

平戸市協働によるまちづくり指針(概要版)

～みんなで作る! 楽しく作る! 協働で作る! 未来の平戸!～

今回策定された指針は、「協働」に関する一定のルールや考え方を示したものです。

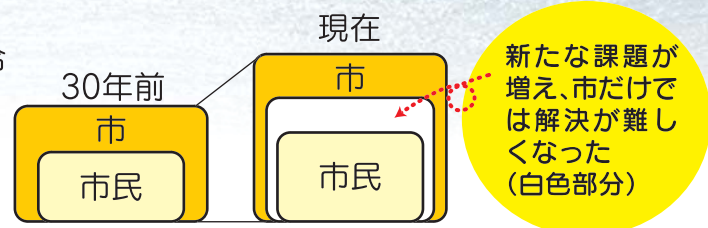
今後は、この指針のもとで、市民一人ひとりがまちづくりの主役として輝き、心の豊かさや暮らしやすさを実感できるよう、ともに支えあっていく協働の精神・取り組みによって、すべての人が安心して、夢とゆとりをもって生き生きと暮らせる、活力とにぎわいのあるまちを目指し、「協働によるまちづくり」を進めていきます。

I 今、なぜ協働なのか

◆指針策定の背景

- ①社会的背景(地方分権、過疎化、地域格差、財政問題等)があります。
- ②地域コミュニティの崩壊(少子化、高齢化、近所付き合い)が進んでいます。
- ③予算があれば何でもできる時代ではなくなりました。

行政サービスの拡大



これからの諸問題を解決する手法の一つが「協働によるまちづくり」です。

◆協働に期待される効果

①多様化する市民ニーズに効果的な対応が可能となります。

地域活動する市民団体等が公的サービスの新たな担い手となることで、柔軟できめ細かいサービス提供ができる等、新しい形の公共の取り組みが広がっていきます。

また、市民自らが担い手となることにより、潜在的なニーズや地域課題が発掘できます。

②地域活動への主体的な市民参画の促進につながります。

市民をはじめ、平戸市に関わりを持つ多くの人々が、主体的に地域活動に参画できる場が拡大します。

また、地域課題に関わることで、自治意識が高まるとともに、自己実現の機会が増えていきます。

③「地域力」が向上します。

市民団体のボランティア活動が活発になり、人のつながりや団体同士のネットワーク化、新たなコミュニティの創出等、地域力の向上につながっていきます。



公助から自助・共助の時代へ

※ここでいう市民とは、本市に暮らし、学び、働く全ての個人、団体、企業等を指します。

◆協働はみんなが主役

市民の役割

- ・市民活動等への参画
- ・地域活動への参画
- ・情報の収集
- ・市民同士の交流
- ・組織づくり

市の役割

- ・情報の提供、共有
- ・人材の育成
- ・協働の啓発
- ・市民活動への支援
- ・まちづくり活動への環境整備

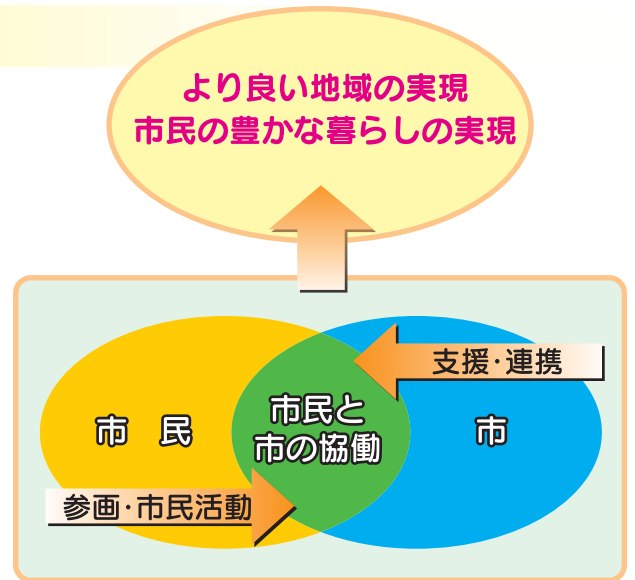
Ⅱ 協働によるまちづくりの基本的な考え方

◆協働とは

協働は、単に行政コストの削減をするために、市民へ公的なサービス業務をゆだねるものではありません。**市民と市が対等・平等な立場で、お互いを理解し尊重しながら協力してまちづくりを進めていくことです。**

■ 公共の考え方 ■

公共とは社会全体に関係することで、「おおやけ」のことを指し、これまでの公共の多くは、「行政にゆだねられてきた公共」でした。しかし、これからは、目標とするまちづくりに向かって市民と行政が協働して創り育て上げる「新たな公共」の考え方が重要となります。



◆協働を進めるための6つの原則

対等

お互いに対等・平等な立場であるとの認識に立ち取り組む。

自立

お互いに自立し、互いの信念を持って活動に取り組む。

相互理解

お互いの特性の違いを認識し、相互理解を深める。

共有

お互いが最終的な目的を一致させる。

公開

お互いに情報を公開し透明性を確保すると共に情報の共有化を図る。

評価

取り組んだ事業について、一定時期ごとに実施事業の評価作業を行う。

◆協働を進めるための課題

本市では、推進して行く上で次のような課題が考えられます。

①市民と市の相互理解

②まちづくり指針の普及と啓発

③情報の共有化

④市民活動の育成支援(人づくり)

⑤推進体制の整備と職員力の向上

◆協働を進めるための手法

協働を具体的に進めるために、最も効果的で成果の上がる協働の手法を選択することが必要です。

委託

企画段階から実施団体と市が協議しながら進める手法です。

共催

実施団体と市の双方が共に主体となって事業を実施する手法です。

補助

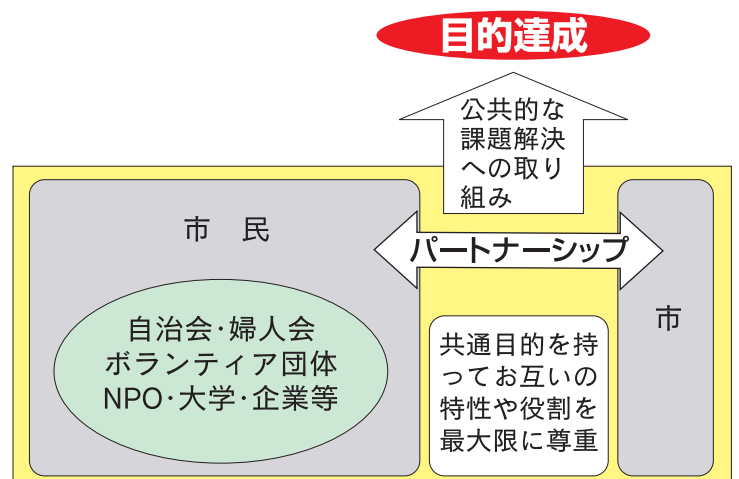
実施団体が主体的に実施する事業で、公益性が高く、補助することによりその事業をより充実させる手法です。

後援

実施団体が公益性の高い事業を実施する際に市が名義後援の使用を認める手法です。

事業協力

共催以外の方法で、実施団体又は市が提案し、お互いの特性を活かした役割分担を行い、協定書を取り交わす等して、一定期間継続的な関係のもとで事業を実施する手法です。



Ⅲ 協働の進め方について

◆行政主導型から協働型へ

★協働にふさわしい主な事業

- ・市が実施するよりも市民の持つ特性が発揮できる事業
- ・市民の創意と工夫が活かせる事業

★市が直接行うべき主な事業

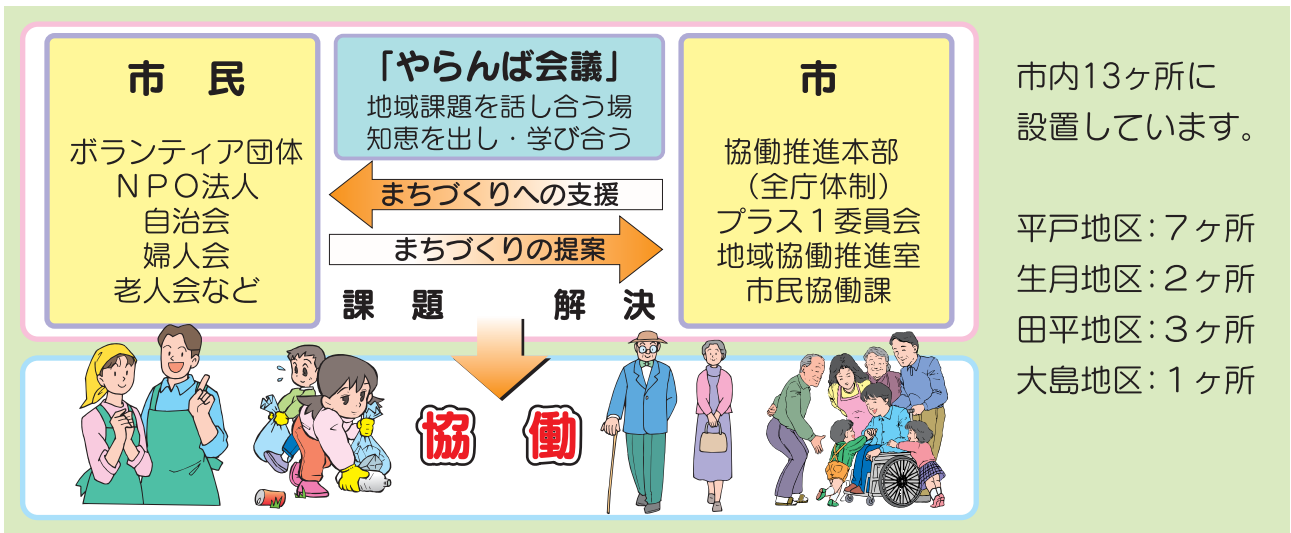
- ・市が責任を持って行わなければならない事業等
- ・許認可、課税、指導、監督

従来の枠にとらわれることなく、市民の目線にたった市政運営を推進していきます。

◆新たなまちづくり手法

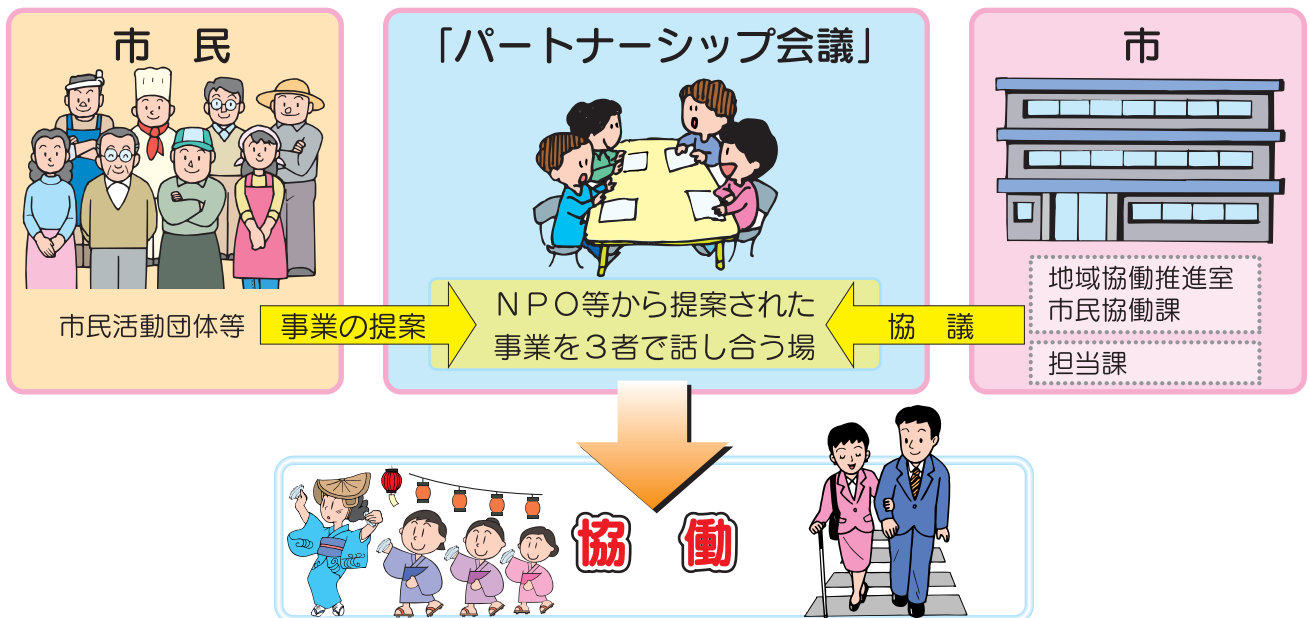
①やらんば会議

会議では、地域課題の解決に向けて、市民と市が一緒になって話し合っていきます。市民にも、会議運営へ積極的に参画してもらうことで「自分たちのまちは、自分たちで創る」という自治意識の向上を図っていきます。なお、会議で出された意見は集約を行いながら、事業の提案等も行っていきます。



②パートナーシップ会議

市民活動団体等から提案されたものから協働事業実施の可能性のあるものについて、提案者と市が事業化に向け、提案内容を協議・検討します。



Ⅳ 協働によるまちづくりへの環境整備

□条例を制定しました(平戸市協働によるまちづくりの推進に関する条例)

この条例では、市民一人ひとりが生き生きと暮らし、魅力ある地域社会を形成するために、市が市民協働を進める施策や情報の提供等を積極的に取り組んで行くことを明確にしています。

□協働まちづくり推進委員会を設置しました

民間と市で組織する委員会で、協働推進施策に関する管理運営や市民の皆さんから提案される協働事業の審査・評価を行います。

□協働まちづくり推進本部及び協働推進プラス1委員会を設置しました

庁内の横断的な組織体制として市長を本部長とする推進本部を設置。さらに、市職員公募制度により、時間外にボランティアで市民との協働について検討・推進を図る委員会を組織しています。

□職員力の向上に取り組んでいます

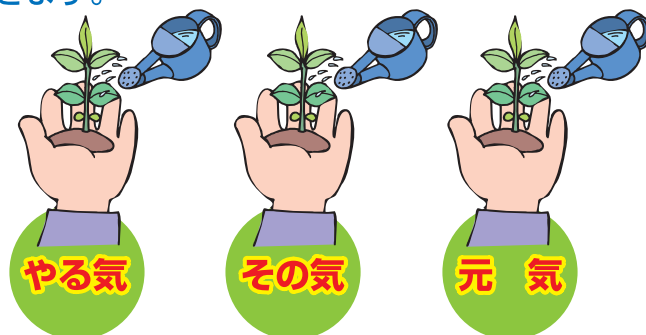
今まで以上に市職員がまちづくりへ関心を持ち市と市民との関係ではなく一市民として考え、市職員もまちづくりの当事者であることを再認識するために、協働に関する意識啓発や学習機会の充実を図っていきます。さらに、職員一人ひとりが、まちづくり推進のためのコーディネーターとしての役割を担うよう人材育成に努めます。

□市民活動への支援制度

協働を進めるために、担い手となる市民の活動が活発になることが必要です。そこで、市独自に様々な市民活動団体を応援する支援制度を整備しています。

例えば、下記の事業等に対して支援制度が活用できます。

- ◎地域の特産物を活かした商品開発
- ◎エコ活動の一環としたマイバック運動
- ◎独居老人の見回り活動
- ◎空家を活用した憩いの広場等の施設整備
- ◎地域の伝統文化の保存継承活動
- ◎公共的又は不特定多数の利益につながる活動等



V 新たな一歩を踏み出すために

地域の身近な課題を解決するためには、市が提供する画一化したサービスよりも、自治会等地域を構成する様々な市民が協働することで、地域ニーズに即したより効果的な解決策の提案・実行が期待されます。



「自分たちのまちは、自分たちの手で創る」
という住民自治の向上を目指す取り組みが、
本市を進める「協働によるまちづくり」です。

平戸市協働によるまちづくり指針については、地域協働推進室・各支所・出張所・市ホームページ等で閲覧できます。

発行／平戸市企画課地域協働推進室 TEL22-4111(内線2333)

<http://www.city.hirado.nagasaki.jp> E-mail: kyodo@city.hirado.lg.jp